

## 大阪市告示第309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月6日

大阪市長 横山英幸

1 認定年月日及び番号

令和7年2月20日 第337号

2 認定区域の名称

市営鶴町第6住宅

3 認定区域の位置

大阪市大正区鶴町4丁目11番2

(計画調整局建築指導部建築企画課)